

おんたけウェルネスラボ ラボクラブ規約

【名称・事務所】

本会の名称はおんたけウェルネスラボ ラボクラブ(以下クラブ)と称する
クラブの事務所は長野県木曾郡木曾町開田高原末川 1899-4 にオフィスを置く

【会員区分】

クラブはウォーキング会員・レギュラー会員・スペシャル会員から構成される

【入会手続き】

クラブに入会を希望する方は、入会手続きを行い、入会金(初回のみ)を納入しなければならない。
クラブの休会・退会を希望する場合は、休会・退会届を提出し、提出によって休会・退会することができる。

【会費】

会員は会費を納めなければならない。
会費は年会費(4月1日～3月31日)、月会費(1カ月ごと)
年度途中で休会・退会しても会費は返還しない。

| 会員区分 | 年会費 | 月会費 |
|----------|----------|---------|
| ウォーキング会員 | 33,000 円 | 3,000 円 |
| レギュラー会員 | 44,000 円 | 4,000 円 |
| スペシャル会員 | 55,000 円 | 5,000 円 |

【会員の喪失】

退会届を提出した時。
本人が死亡した時。
正当な理由がなく会費を納めない時。

【個人情報の保護】

おんたけウェルネスラボが得た個人に関わる情報は、運営に関する事項以外は使用してはならない。

【事故等の責任】

会員は活動中の際し、クラブ諸規定を遵守し、施設管理者及び指導者の指示のもとに、自己責任範囲以内の対応を行うものとする。これに反して傷害、盗難等の事故が発生した場合、おんたけウェルネスラボ及び指導者に対して損害賠償は請求できない。

【保険の加入】

会員はスポーツ安全保険に**加入する**。手続きはおんたけウェルネスラボが行う。
クラブ活動中の事故については、スポーツ保険の対象範囲において対応するものとする。

【禁止事項】

物品の販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動は行わない。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。